

## 令和7年 第2回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和7年2月27日(木) 午後2時00分～

2. 場 所 穎娃保健センター

### 3. 出席委員(17人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員			4 番	吉崎 久男
			5 番	東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
			8 番	永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松蘭 勝郎
			11 番	下之門 信洋
	12 番	山下 信一郎	13 番	大坪 幸博
			14 番	桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
			17 番	池田 慎
	18 番	梶山 俊孝		

### 4. 欠席委員(2人)

3 番 月野 貴大      19 番 宮原 俊郎

### 5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 6 議案第 9 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日程第 8 議案第 11 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 12 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 13 号 非農地証明願について
- 日程第 11 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法の規定による地域計画(案)に対する意見決定について

- 日程第 12 令和 7 年度農業委員会総会等開催計画について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦  
農政係長 折尾 武志 赤崎 隆明  
農地係長 神村 洋一（欠席） 田之上 真一 中村 智治

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

- 事務局長 御起立願います。  
「一同 礼」  
今月の農業委員会憲章朗読は、会長になりますのでよろしく願いいたします。  
(農業委員会憲章 朗読)  
御着席願います。
- 議 長 それでは、出席確認を行います。月野委員、宮原委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。  
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。  
これより令和 7 年第 2 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 まず会長諸般の報告でございますが、別添 1 の主要行事経過及び予定をご覧いただきたいと思っております。(諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。  
事務局長 (諸般の報告をおこなう。)
- 議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。  
会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。
- 議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。  
会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、7 番高江委員、8 番永山委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。
- 議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日 2 月 27 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。  
議長 したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。  
議長 資料3の日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。  
農地係 説明致します。4からでございます。  
農地係 今月の通知事案については、4ページの「農地法第18条第6項の規定による通知事案」と5の「農用地利用集積計画の合意解約による通知事案」がございました。  
農地係 まず、4の農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案1件についてです。  
農地係 本件は、農地法第3条許可による使用貸借契約の解約になります。  
農地係 貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さんです。  
農地係 貸し人と借り人が同一の〇〇〇〇さんになっていますが、許可当時は、貸し人は、〇〇〇〇さん、借り人は〇〇〇〇さんの子の〇〇〇〇さんでしたが、貸し人、借り人双方が亡くなり、相続で〇〇さんの妹の〇〇〇〇さんが、それぞれの相続人代表となっているものです。  
農地係 続きまして、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が76件ございました。  
農地係 貸人は指宿市の〇〇〇〇さん相続人代表の〇〇〇〇さん、借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。  
農地係 貸人主導によるもの15件、借人主導によるもの61件です。地目の内訳は、田23筆15,154㎡、畑117筆145,208㎡、山林（現況畑）18筆9,943㎡の合計158筆170,305㎡で、穎娃地域26件、知覧地域38件、川辺地域12件です。  
農地係 なお、各一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。  
農地係 以上で説明を終わります。  
議長 只今の事案について、質疑はありませんか。  
委員 「なし」の声あり  
議長 質疑なしと認めます。  
議長 只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。  
議長 続きまして、資料25の日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。  
農政係長 説明致します。資料は27からになります。  
農政係長 今回は、新規認定7件、再認定9件です。新規認定の内訳としましては、穎娃地域3件、知覧地域2件、川辺地域2件で、営農類型としましては、甘

諸+露地野菜 3 件, 畜産業 2 件, 茶専業 1 件, 茶の複合経営 1 件であります。  
再認定の内訳としましては, 穎娃地域 3 件, 知覧地域 2 件, 川辺地域 4 件  
で, 営農類型としましては, 茶専業が 4 件, 露地野菜が 3 件, 畜産業 2 件で  
あります。

以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について, 質問はございませんか。  
委 員 「なし」の声あり  
議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても, 報告事案でございますので, 御了承いただきたいと  
思います。

議 長 次に, 資料 33 頁の日程第 5 議案第 8 号「農地法第 3 条許可申請に対する  
許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 それでは, 説明いたします。

34 頁から 41 頁の 3 条所有権移転 8 件でございます。

譲渡人は, 穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんで, 譲受人は, 穎娃町〇〇の〇〇〇  
〇 外の申請です。

地目の内訳は, 田 1 筆 717 m<sup>2</sup>, 畑 14 筆 23,780 m<sup>2</sup>, 合計 15 筆 24,497 m<sup>2</sup>  
です。理由につきましては, 規模拡大 3 件, 相手方の要望が 4 件, 自作地相  
互の交換が 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては田が 42 千円, 畑が 139 千円から  
323 千円程度です。10 a 当たりの取引価格の平均につきましては, 244 千円  
でございます。

地域別では, 穎娃地域 2 件, 知覧地域 4 件, 川辺地域 2 件です。

なお, 農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断  
につきましては, 申請書及び 36 頁から 41 頁の調査書で審査し, 許可要件  
を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今説明のありました案件について, 審議をお願いいたします。  
質問, 御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり  
議 長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 8 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は, 申請どお  
り許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり  
議 長 異議なしと認めます。

よって, 議案第 8 号の全案件について, 申請どおり許可することに決定い  
たします。

議 長 次に, 資料 42 頁の日程第 6 議案第 9 号「農地法第 4 条許可申請に対す

る許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。永山委員をお願いします。

8 番委員

報告致します。

43 号の審議番号 1 番です。関連資料は 44 号から 48 号になります。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇番の山林、現況畑 51 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で農業を営んでいる個人で、申請地の隣接地（転用許可済）に農家住宅を建築中であり、今回、申請地を通路として利用し、隣接地と一体利用しようとするものです。申請地の東側は市道に、南側及び北側は雑種地に、西側は宅地に接しています。

現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については通路として利用するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、福元委員をお願いします。

9 番委員

報告致します。

43 号の審議番号 2 番です。関連資料は 49 号から 53 号になります。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番 外 1 筆の畑 計 1,283 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇経営等を行っています。申請地を含む敷地内で、〇〇を運営し、主に〇〇事業を実施しています。既存の〇〇が不足することから、施設の増築に伴い、手狭となっている〇〇の拡充と駐車場の整備を行うものです。

申請地の北側は市道に、東側は雑種地に、南側は宅地に、西側は畑に接しています。駐車場においては砂利敷きや拡充する〇〇には〇〇としますが、基本現状のまま利用し、雨水は自然流下で、日照・通風等については、〇〇、駐車場として利用するため、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

排水路が狭いため、拡幅するにも都市計画に基づいて行うべきと感じました。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農 地 係

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号 1 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第

1種農地と判断され、申請地の南側の隣接地から集落が広がっていることから、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。また、第1種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

審議番号2番の農地区分としては、農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

事務局長 排水に係る都市計画については、来年度から都市計画マスタープランで南九州市の3地域に其々の用途地域を貼り付け、計画的なまちづくりを行っていくことになります。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号「農地法第4条許可申請に対する許可について」は、審議番号2番については申請どおり許可することとし、審議番号1番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第9号については、審議番号2番については申請どおり許可することとし、審議番号1番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長 次に、資料54の日程第7 議案第10号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。永山委員をお願いします。

8番委員 報告致します。

55の審議番号1番です。関連資料は57から62になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、東京都〇〇区の〇〇〇〇さん外2人です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 303 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で農産物の〇〇等を営む法人です。以前から地域行事等の際に申請地を駐車場として提供する機会が多くなり、農地法の許可を受けないまま、令和2年頃に整地を行ったため始末書が添付されています。

申請地の北側は宅地に、東側は市道に、南側は里道に、西側は畑に接しています。現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については資材置場として利用するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
18 番委員

次に、椿山委員お願いします。

報告いたします。

55 号の審議番号 2 番です。関連資料は 63 号から 67 号になります。

借り人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸し人は、大分市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 2,058 m<sup>2</sup>で〇〇自治会北側に位置します。

申請人は市内に居住する個人で、〇〇を運搬する際の中継置き場として、申請地を令和 7 年 12 月 31 日まで一時転用により、利用しようとするものです。

申請地の西側・南側は雑種地に、北側は里道に、東側は山林に接しています。現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については資材置場として利用するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
11 番委員

次に、下之門委員お願いします。

報告いたします。

55 号の審議番号 3 番です。関連資料は 68 号から 72 号になります。

譲受人は、東京都〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、熊本市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇〇番 田の 612 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。

申請人は県外に居住する個人で、申請地に隣接した古民家をリフォームして、〇〇を経営する計画であり、申請地を従業員駐車場、お客様駐車場として整備するものです。

申請地の北側は市道に、西側は宅地に、南側・東側は雑種地に接しています。現状のまま利用し、雨水は自然流下で道路側溝へ放流します。日照・通風等については、駐車場として利用するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長  
農地係

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきまして

は、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号1番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

続きまして、使用貸借権設定の審議番号2番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用区域内にある農地です。

今回、資材置場としての一時的な利用に供するため、農用区域内農地の不許可の例外である「一時転用」に区分されます。

続きまして、所有権移転の審議番号3番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号「農地法第5条許可申請に対する許可について」は、審議番号1番、3番については申請どおり許可することとし、審議番号2番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第10号については、審議番号1番、3番については申請どおり許可することとし、審議番号2番については許可相当で県農業会議へ意見聴取することに決定いたします。

議長 次に、資料73の日程第8 議案第11号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題いたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。75をご覧ください。「所有権移転17件」です。

譲渡人は兵庫県〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかです。

設定面積は、田10筆7,724㎡、畑32筆39,678㎡、山林（現況畑）1筆1,483㎡の合計43筆48,885㎡です。

10a当たりの取引価格の平均としましては、田は贈与等のため該当なし、畑が277千円で行いました。地域別では、颯娃地域10件、知覧地域4件、川辺地域3件です。

続きまして、80 筆からの「賃貸借利用権の設定 127 件」です。

利用権を設定する者は、指宿市の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 38 筆 33,540 m<sup>2</sup>、畑 147 筆 188,390 m<sup>2</sup>、山林 3 筆（現況畑）4,067 m<sup>2</sup>の合計 188 筆 225,997 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 67 件、知覧地域 36 件、川辺地域 24 件となっております。

続きまして、93 筆からの「使用貸借利用権の設定 16 件」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

設定面積は、田 13 筆 5,005 m<sup>2</sup>、畑 31 筆 39,091 m<sup>2</sup>の合計 44 筆 44,096 m<sup>2</sup>で、穎娃地域 2 件、知覧地域 5 件、川辺地域 8 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、所有権移転のうち〇〇委員が 15 番、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 101 番から 102 番、〇〇委員が 105 番から 116 番、使用貸借権について〇〇委員が 11 番から 14 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 11 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。  
委員 「なし」の声あり  
議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり  
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり  
議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については  
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可  
いたします。

(入 室)

議 長 関係委員に報告いたします。  
議案第 11 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり  
適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、資料 99 頁の日程第 9 議案第 12 号「農地中間管理事業に係る農  
用地利用集積等促進計画に対する意見決定について」を議題といたします。  
事務局に提案説明を求めます。

農 地 係 資料は 100 頁になります。  
今回の契約開始は令和 7 年 5 月 1 日開始分となっています。  
利用権を設定する者は始良市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は鹿児島  
市の〇〇〇〇 外です。

設定面積は、田 10 筆 7,524 m<sup>2</sup>、畑 115 筆 133,197 m<sup>2</sup>の合計 125 筆 140,721  
m<sup>2</sup>で、穎娃地域 64 件、知覧地域 43 件、川辺地域 18 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は  
養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効  
率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべ  
ての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員  
が 36 番から 47 番、〇〇委員が 50 番、51 番、〇〇委員が 54 について議事  
参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員  
で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり  
議 長 質問、御意見がありませんので採決いたします。  
議案第 12 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画」に係  
る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり  
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 12 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 12 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。  
関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。  
御異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり  
議長 それでは、関係委員の退室を求めます。  
(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。  
委員 「なし」の声あり  
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。  
議案第 12 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 12 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。  
(入 室)

議長 関係委員に報告いたします。  
議案第 12 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 107 頁の日程第 10 議案第 13 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。梶山委員お願いします。

18 番委員 報告いたします。  
108 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 109 頁から 111 頁になります。  
申請人は、枕崎市の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇〇〇〇番の畑 279 m<sup>2</sup>で〇〇自治会に位置します。  
申請地は平成 20 年頃までは、畑として利用していましたが、その後、不耕作状態となり、雑木、唐竹等が生い茂り現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。  
以上で報告を終わります。

議長 次に、下之門委員お願いします。  
11 番委員 報告いたします。

108 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 112 頁から 114 頁になります。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇〇番の田 1,350 m<sup>2</sup>で〇〇自治会北側に位置します。

申請地は前所有者の母が米を作っていた田であります。加齢と体調を崩したことにより、50 年近く前に杉を植林し、現在は杉が繁茂している状態です。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農 地 係 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 13 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 13 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長 次に、資料 115 頁の日程第 11 議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法の規定による地域計画（案）に対する意見決定について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 農政課担当職員の出席を依頼しましたが、本日別用で出席できませんので、資料の見方について私の方から説明申し上げます。

資料及び地図の見方としまして、穎娃地区の〇〇地域で説明。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について、資料及び地図の確認の時間を設けます。

議 長 再開します。議案第 14 号に質問、御意見はございませんか。

推進委員 策定年月日は、何を意味するのか。

農政係長 関係団体への意見聴取、ホームページによるパブリックコメントによる意見等を踏まえて 3 月 31 日に公告を行い、効力を発することになります。

推進委員 死亡者、不明者の取り扱いは、整理するのか。

農業委員 地域で離農者等を確認して整理をしたら良いのでは。  
農業委員 実際の耕作者の出席率が悪かったので、その内容のみ計画であることも理解してください。

推進委員 畦畔除去は、いつごろから出来るのか。  
農政係長 随時見直しが、必要があると思います。  
事務局長 毎年見直しをしながら良い計画にしていきたい。現状できる範囲は、この状態ですので精度をあげるために農業委員会も協力していきたいと思います。

議長 今、出された意見は集約して、農政課に報告したいと思います。  
それでは、議案第 14 号「農業経営基盤強化促進法の規定による地域計画（案）に対する意見決定について」は、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり  
議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 14 号については、申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、資料 116 の日程第 12「令和 7 年度農業委員会総会等開催計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 別紙です。  
4 月から令和 8 年 3 月までの総会計画について説明。

議長 只今、事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。  
委員 「なし」の声あり  
議長 次に、日程第 13「その他」でございしますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり  
議長 新聞記事について説明。  
議長 事務局は何かありませんか。  
農地係 今後の農地管理事業の事務取扱について説明。  
推進委員 バンクに載せられないのは。  
事務局長 所有者不明制度を確立していきたいと考えています。  
推進委員 令和 7 年度は、戸別訪問をしないと理解してよろしいか。  
農地係 通知を出すより、委員の方々に訪問をお願いするのが、効率が良いのではないかと思っていますので、今後も同様をお願いしたい。

事務局長 基本的には、基盤と同じ方法でお願いしていきたいと思います。農政課は、今まで農業委員、推進委員がいらっしゃらなかった訳で、郵送の経緯があります。農業委員会は農業委員、推進委員がいらっしゃるので、市内の方は、制度の周知を含めてお願いできればと思っています。

農業委員 法人化していない、集落営農のバンク利用について教えていただきたい。  
事務局長 後で説明します。

議長  
事務局長

なければ事務局長の方から。

転用の話になりますが、地域計画が公告されて4月1日から地域計画内の転用は、地域計画の変更が必要になります。地域計画は地図でエリアを定めていますので、そのなかで一般住宅を造りたいとかの場合、地域計画を変更してから転用申請になりますので、時間が掛かる。その場所が、地域計画の網がかかったうえに農振地域で転用を行うとなったら時間が掛かりますので、地元で相談があった時には、地域計画の変更も必要ですと、時間が掛かるとお伝えください。

地域計画の変更も都度の変更ではなく、数か月に1回の変更もあり得ます。制度上そのようになっていますので周知方よろしくお願ひします。詳しくは農業委員会にお尋ね頂きたいとお伝えください。

事務局長  
農政係長

今後の行事予定説明  
事務連絡になります。

①3月の活動日誌の報告について

②語る会の回答について

③本日、総会終了後、タブレット操作の勉強会について

議長  
委員  
議長

その他にありませんか。

「なし」の声あり

ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和7年第2回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願ひします。

事務局長

「一同礼」

閉会 午後3時55分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

\_\_\_\_\_

会議録署名委員 7番

\_\_\_\_\_

会議録署名委員 8番

\_\_\_\_\_